

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令」について（概要）

平成 30 年 10 月 15 日
厚生労働省

1. 改正の趣旨及び概要

○ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 45 条の規定により、保育所の居室面積については、厚生労働省令で定める基準（以下「国基準」という。）に従い都道府県の条例で定めることとしているが、待機児童の解消を図るための特例措置として、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号）附則第 4 条の規定により、厚生労働省令で定める基準（※）に照らして厚生労働大臣が指定する地域にあっては、政令で定める日までの間、保育所に係る居室の床面積について、国基準を「標準」として条例を定めることができることとしている。

（※）地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令（平成 23 年厚生労働省令第 112 号）により以下の通り規定。

1 ①及び②のいずれにも該当する市区町村

①前々年の 4 月 1 日時点の待機児童数が 100 人以上であること。

②平均地価が前々年の 1 月 1 日時点で三大都市圏の平均を超えていること。

2 ①から③までのいずれにも該当する市区町村

①前々年の 4 月 1 日時点の待機児童数が 100 人以上であること。

②平均地価が前々年の 1 月 1 日時点で三大都市圏のうち、最も地価が低い都市圏を超えていること。

③市区町村が保育の受け皿整備のために行っている土地確保のための措置並びに当該措置を講じてもなお土地確保が困難である旨及びその理由を公表していること。

○ この政令で定める日は、現在「平成 32 年 3 月 31 日」とされているところであるが、「平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）において、本特例措置の適用期間の延長について検討し、必要な措置を講ずることとされたところ。

○ これを踏まえ、保育所に係る居室の床面積の特例を講ずる期限（平成 32 年 3 月 31 日）について、平成 35 年 3 月 31 日まで延長することとする。

2. 根拠条項

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号）附則第 4 条

3. 施行期日等

公布日：平成 30 年 12 月上旬

施行日：公布日